

## 有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストの見直しについて

### 1. 経緯

平成 8 年の大気汚染防止法（以下「大防法」という。）改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年 10 月 18 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として 234 物質が列挙されている。

その後、平成 11 年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）の制定により、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握する PRTR が制度化されたことから、平成 12 年 12 月 19 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第六次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストは PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直しを行うことが適当であるとされたところである。

化管法については、最新のデータにより対象物質の見直しが行われ、平成 20 年 11 月に化管法施行令が改正されて 462 物質、100 物質がそれぞれ新しい第一種指定化学物質、第二種指定化学物質として選定されたところである。

これらの状況を踏まえ、今般、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストを見直すこととし、その具体的作業に当たっては、化管法対象物質の選定の考え方及び選定時に用いられた最新の有害性、曝露性の情報等を活用し、また、必要に応じて、有害性、曝露性の情報を別途、個別に確認したうえで、それぞれ以下に掲げる考え方及び選定基準により物質を選定することとした。

### 2. 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しについて

#### 2. 1 基本的な考え方

有害大気汚染物質は、大防法第 2 条第 13 項の規定により、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」とされており、その施策は、同法第 18 条の 20 の規定により、「科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として実施されなければならない」とされている。

また、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストは、第二次答申において、長期毒性を有することや大気汚染の原因となり得ることを科学的に明らかにすることは實際上困難を伴うものが多いが、未然防止の見地から、一定の割り切りを行って、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質を広く選定することとされている。

今般の見直しに当たっては、その考え方を踏襲し、発がん性、吸入慢性毒性などの有害性を有しており、かつ、大気濃度測定での検出や、PRTR 制度において大気への排出が確認されていること等、一定の曝露性があり、大気経由での健康影響の可能性のある物質を選定することとする。

一方、化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、その対象物質として、人の健康を損なうおそれ等があり、相当広範な地域の環境に継続して存すると認められる又は存することとなることが見込まれる化学物質が選定されている。

このように、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質並びに化管法第2条第2項の規定による第一種指定化学物質及び同条第3項の規定による第二種指定化学物質（以下「化管法対象物質」という。）は、人の健康（化管法は生態影響も含む）に係る被害の未然防止を目的に、排出状況の把握、自主的な排出抑制や管理の改善を求める物質として位置づけられている点で類似しており、対象物質の選定の考え方にも共通点があることから、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストの見直しに当たり、それぞれの特性に留意しつつ、化管法対象物質との整合性を図るよう見直すこととする。

ただし、物の燃焼等により非意図的に生成される物質については、ダイオキシン類以外の物質は現在の化管法対象物質に含まれていないため、諸外国における規制等を参照し、別個に選定することとする。

## 2. 2 選定基準

以上の考え方を踏まえ、以下のいずれかの要件に該当する物質を「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リスト」として選定する。

ただし、大気汚染防止法の規制対象物質（①硫黄酸化物、②窒素酸化物、③鉛及びその化合物、④カドミウム及びその化合物、⑤塩素及び塩化水素、⑥弗素・弗化水素及び弗化珪素、⑦石綿）及び主として短期曝露による健康影響が問題とされる物質（専ら農薬として使用される物質及び大気中において容易に分解する物質）を除く。

- (1) 化管法対象物質のうち、以下のいずれかの有害性クラスに該当する物質であって、
  - (ア) 過去10年間に於いて大気中からの検出例があるもの
  - (イ) 過去10年間に於いて大気中からの検出例はないが、これまでに化管法第5条第2項の規定により大気中への排出量の届出があるもの。(注)

有害性クラス

- ① 発がん性 ② 変異原性 ③ 生殖/発生毒性（催奇形性を含む）
- ④ 吸入慢性毒性 ⑤ 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性
- ⑥ 感作性 ⑦ 経口慢性毒性（吸入毒性の情報が得られたものに限る）

（注）平成 20 年 11 月に公布された改正化管法施行令において新たに化管法第一種指定化学物質に選定された物質は、現時点では、排出量等の把握・届出がまだ実施されていないが、未然防止の観点から、大気中への排出の届出があるものと同様に扱う。

- （2） 現行の有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストに列挙されている物質のうち、化管法対象物質に該当しておらず、（1）に掲げたいずれかの有害性クラスに該当する物質であって、
  - （ア） 過去 10 年間に於いて大気中からの検出例があるもの。
  - （イ） 過去 10 年間に於いて大気中からの検出例はないが、年間製造・輸入量が 100 トン以上であるもの。
  - （ウ） 過去 10 年間に於いて大気中からの検出例はないが、物の燃焼等により非意図的に生成されるもの。
- （3） （1）又は（2）に該当する物質以外で、物の燃焼等により非意図的に生成される物質であって、諸外国における規制等の対象となっている物質等のうち、（1）に掲げた有害性クラスに該当する物質。
- （4） 現行の有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストに列挙されている物質及び化管法対象物質のうち、（1）に掲げた有害性クラスには該当しないものの、製造・輸入量が非常に多く、広く大気中で検出される可能性があり、大気を経由して人への健康影響の可能性のある物質。

**2. 3 新しい有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストについて**

2. 2 の選定基準により選定された物質は別添のとおり 247 物質となる。  
各選定基準ごとに選定された物質の内訳は以下のとおりである。

2. （1）に該当するものは、210 物質。うち、（ア）に該当するものは 81 物質、（イ）に該当するものは 129 物質。

2. (2) に該当するものは、24 物質。うち、(ア) に該当するものは 11 物質、(イ) に該当するものは 1 物質、(ウ) に該当するものは 12 物質。

2. (3) に該当するものは、次の 12 物質。

ペンタクロロベンゼン	7H-ジベンゾ[c, g]カルバゾール
フルオランテン	クリセン (ベンゾ[a]フェナントレン)
ジベンゾ[a, i]ピレン	ジベンゾ[a, j]アクリジン
ジベンゾ[a, h]ピレン	ジベンゾ[a, h]アクリジン
ジベンゾ[a, l]ピレン	フルオレン
ジベンゾ[a, e]ピレン	3-ニトロベンズアントロン

2. (4) に該当するものはキシレンである。選定した理由は、化管法対象物質見直し時に整理された有害性情報によれば、生態毒性クラスにのみ該当している化管法第一種指定化学物質であるものの、日本産業衛生学会による作業環境における許容濃度 (217mg/m<sup>3</sup>) 及び米国産業衛生専門家会議 (American Conference of Governmental Industrial Hygienists (ACGIH)) による作業環境許容濃度 (Threshold Limit Value (TLV)、TLV-TWA 434mg/m<sup>3</sup>) が勧告されており、また、厚生労働省が定める室内濃度指針値 (870 μg/m<sup>3</sup>) が設定されている物質であり、かつ、わが国における製造・輸入量が年間 100 万トン超と多く、大気中で広く検出される物質であること等から、大気を経由して人への健康影響の可能性があると考えられるためである。

(別添)

有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リスト

	物質名(和名)	該当する選定基準
1	亜鉛及びその化合物	2. (1) (ア)
2	アクリルアミド	2. (1) (イ)
3	アクリル酸エチル	2. (1) (ア)
4	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	2. (1) (イ)
5	アクリル酸メチル	2. (1) (イ)
6	アクリロニトリル	2. (1) (ア)
7	アクロレイン	2. (1) (ア)
8	アセトアルデヒド	2. (1) (ア)
9	アセトニトリル	2. (1) (ア)
10	o-アニシジン	2. (1) (イ)
11	アニリン	2. (1) (イ)
12	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:アミトロール)	2. (1) (イ)
13	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	2. (1) (イ)
14	アンチモン及びその化合物	2. (1) (ア)
15	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	2. (1) (イ)
16	イソブチルアルデヒド	2. (1) (イ)
17	イソプレン	2. (1) (ア)
18	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノール A)	2. (1) (イ)
19	N-イソプロピルアミノホスホン酸 O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス)	2. (1) (イ)
20	イソプロペニルベンゼン(別名:α-メチルスチレン)	2. (1) (ア)
21	インジウム及びその化合物	2. (1) (ア)
22	インデノ[1,2,3-c,d]ピレン	2. (2) (ア)
23	2-エチルヘキサ酸	2. (1) (イ)
24	エチルベンゼン	2. (1) (ア)
25	エチレンジアミン	2. (1) (イ)
26	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名:酢酸 2-エトキシエチル)	2. (1) (イ)
27	エチレンジアミン	2. (1) (イ)
28	エチレンジアミン四酢酸	2. (1) (イ)
29	2-エトキシエタノール(別名:エチレングリコールモノエチルエーテル)	2. (1) (ア)
30	エピクロロヒドリン	2. (1) (ア)
31	1,2-エポキシブタン	2. (1) (ア)
32	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2. (1) (イ)
33	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	2. (1) (イ)
34	塩化アリル(別名:3-クロロプロペン)	2. (1) (ア)
35	塩化第二鉄	2. (1) (イ)

	物質名(和名)	該当する選定基準
36	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	2. (1) (イ)
37	塩化ビニルモノマー(別名:クロロエチレン、塩化ビニル)	2. (1) (ア)
38	塩化ベンジル(別名:ベンジル=クロリド)	2. (1) (ア)
39	塩化メチル(別名:クロロメタン)	2. (1) (ア)
40	1-オクタノール	2. (1) (イ)
41	カテコール(別名:ピロカテコール)	2. (1) (イ)
42	ε-カプロラクタム	2. (1) (イ)
43	キシレン	2. (4)
44	キノリン	2. (1) (ア)
45	銀及びその化合物	2. (1) (ア)
46	グリオキサール	2. (1) (イ)
47	クリセン(別名:ベンゾ[a]フェナントレン)	2. (3)
48	グルタルアルデヒド	2. (1) (イ)
49	クロム及びその化合物	2. (1) (ア)
50	クロロアニリン	2. (1) (イ)
51	クロロ酢酸	2. (1) (イ)
52	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	2. (1) (イ)
53	クロロジブromメタン(別名:ジブromクロロメタン)	2. (1) (イ)
54	p-クロロニトロベンゼン(別名:p-ニトロクロロベンゼン)	2. (1) (イ)
55	(RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	2. (1) (イ)
56	2-クロロプロピオン酸	2. (1) (ア)
57	クロロベンゼン	2. (1) (ア)
58	クロロホルム	2. (1) (ア)
59	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	2. (1) (イ)
60	コバルト及びその化合物	2. (1) (ア)
61	酢酸ビニル	2. (1) (ア)
62	酢酸 2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	2. (1) (イ)
63	酸化エチレン(別名:エチレンオキシド)	2. (1) (ア)
64	酸化プロピレン(別名:1,2-エポキシプロパン)	2. (1) (イ)
65	シアナミド	2. (1) (イ)
66	2,4-ジアミノアニソール	2. (1) (イ)
67	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	2. (1) (イ)
68	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	2. (1) (イ)
69	2-(ジエチルアミノ)エタノール	2. (1) (イ)
70	四塩化炭素	2. (1) (ア)
71	1,4-ジオキサソラン	2. (1) (ア)
72	1,3-ジオキサソラン	2. (1) (イ)
73	シクロヘキシルアミン	2. (1) (イ)
74	1,2-ジクロロエタン	2. (1) (ア)

	物質名(和名)	該当する選定基準
75	1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	2. (1) (ア)
76	cis-1,2-ジクロロエチレン	2. (1) (ア)
77	trans-1,2-ジクロロエチレン	2. (1) (ア)
78	ジクロロ酢酸	2. (1) (ア)
79	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	2. (1) (イ)
80	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	2. (1) (イ)
81	1,2-ジクロロプロパン	2. (1) (ア)
82	ジクロロブromメタン(別名:ブromジクロロメタン)	2. (1) (イ)
83	o-ジクロロベンゼン	2. (1) (ア)
84	p-ジクロロベンゼン	2. (1) (ア)
85	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	2. (1) (ア)
86	ジニトロトルエン	2. (1) (ア)
87	1,6-ジニトロピレン	2. (2) (ウ)
88	1,8-ジニトロピレン	2. (2) (ウ)
89	ジビニルベンゼン	2. (1) (イ)
90	ジベンゾ[a,h]アクリジン	2. (3)
91	ジベンゾ[a,i]アクリジン	2. (3)
92	ジベンゾ[a,h]アントラセン	2. (2) (ア)
93	7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール	2. (3)
94	ジベンゾ[a,e]ピレン	2. (3)
95	ジベンゾ[a,h]ピレン	2. (3)
96	ジベンゾ[a,i]ピレン	2. (3)
97	ジベンゾ[a,l]ピレン	2. (3)
98	N,N-ジメチルアセトアミド	2. (1) (イ)
99	2,6-ジメチルアニリン	2. (1) (イ)
100	ジメチルアミン	2. (1) (イ)
101	ジメチルジスルフィド	2. (1) (イ)
102	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名:トリクロロホン又は DEP)	2. (1) (イ)
103	1,1-ジメチルヒドラジン	2. (1) (イ)
104	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	2. (1) (イ)
105	N,N-ジメチルホルムアミド	2. (1) (ア)
106	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	2. (1) (ア)
107	臭素酸の水溶性塩	2. (1) (イ)
108	水銀及びその化合物	2. (1) (ア)
109	水素化テルフェニル	2. (1) (イ)
110	有機スズ化合物	2. (1) (ア)
111	スチレン	2. (1) (ア)
112	セレン及びその化合物	2. (1) (ア)
113	ダイオキシン類	2. (1) (ア)
114	タリウム及びその化合物	2. (2) (ア)
115	チオ尿素	2. (1) (イ)

	物質名(和名)	該当する選定基準
116	チオフェノール	2. (1) (イ)
117	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名:ダイアジノン)	2. (1) (イ)
118	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名:フェニトロチオン又は MEP)	2. (1) (イ)
119	デカブロモジフェニルエーテル	2. (1) (イ)
120	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン)	2. (1) (イ)
121	1,1,2,2-テトラクロロエタン	2. (1) (ア)
122	テトラクロロエチレン	2. (1) (ア)
123	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン	2. (1) (イ)
124	テトラヒドロメチル無水フタル酸	2. (1) (イ)
125	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	2. (1) (イ)
126	テレフタル酸	2. (1) (イ)
127	テレフタル酸ジメチル	2. (1) (ア)
128	銅及びその化合物	2. (1) (ア)
129	トリエチルアミン	2. (1) (イ)
130	トリエチレンテトラミン	2. (1) (イ)
131	1,1,2-トリクロロエタン	2. (1) (ア)
132	トリクロロエチレン	2. (1) (ア)
133	トリクロロ酢酸	2. (1) (ア)
134	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	2. (1) (イ)
135	2,4,6-トリクロロフェノール	2. (1) (イ)
136	1,2,3-トリクロロプロパン	2. (1) (イ)
137	1,2,4-トリクロロベンゼン	2. (1) (ア)
138	o-トリジン(別名:3,3'-ジメチルベンジジン)	2. (1) (イ)
139	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	2. (1) (イ)
140	トルイジン	2. (1) (イ)
141	トルエン	2. (1) (ア)
142	トルエンジアミン	2. (1) (イ)
143	トルエンジイソシアネート(別名:トリレンジイソシアネート)	2. (1) (イ)
144	ナフタレン	2. (1) (ア)
145	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	2. (1) (イ)
146	二塩化酸化ジルコニウム	2. (1) (イ)
147	二臭化エチレン(別名:1,2-ジブロモエタン又は EDB)	2. (1) (ア)
148	ニッケル及びその化合物	2. (1) (ア)
149	o-ニトロアニソール	2. (1) (イ)
150	o-ニトロアニリン	2. (1) (イ)
151	N-ニトロソジエチルアミン	2. (2) (ウ)
152	N-ニトロソジ-n-ブチルアミン	2. (2) (ウ)
153	N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	2. (2) (ウ)
154	N-ニトロソジメチルアミン	2. (2) (ウ)

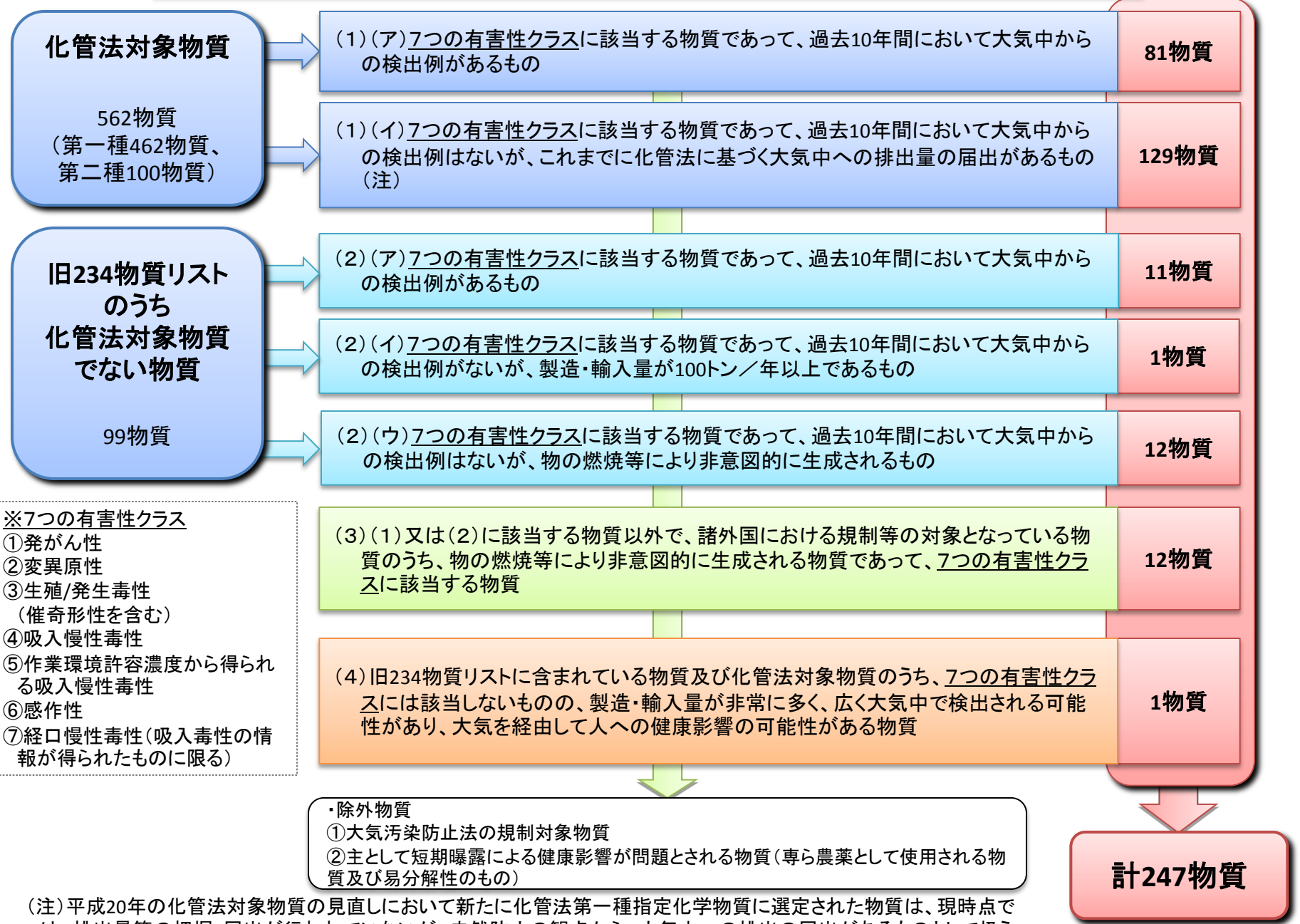


	物質名(和名)	該当する選定基準
155	N-ニトロソ-n-メチル尿素	2. (2) (ウ)
156	N-ニトロソモルホリン	2. (2) (ウ)
157	o-ニトロトルエン	2. (1) (ア)
158	1-ニトロピレン	2. (2) (ウ)
159	3-ニトロフルオランテン	2. (2) (ウ)
160	2-ニトロフルオレン	2. (2) (ウ)
161	3-ニトロベンズアントロン	2. (3)
162	ニトロベンゼン	2. (1) (ア)
163	ニトロメタン	2. (1) (イ)
164	二硫化炭素	2. (1) (イ)
165	ノニルフェノール	2. (1) (イ)
166	バナジウム及びその化合物	2. (1) (ア)
167	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メキシアセトアニリド	2. (1) (イ)
168	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	2. (1) (イ)
169	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	2. (1) (イ)
170	ヒ素及びその化合物	2. (1) (ア)
171	ヒドラジン	2. (1) (イ)
172	ヒドロキノン	2. (1) (イ)
173	4-ビニル-1-シクロヘキセン	2. (1) (イ)
174	2-ビニルピリジン	2. (1) (ア)
175	N-ビニル-2-ピロリドン	2. (1) (イ)
176	ビフェニル	2. (1) (ア)
177	ピペラジン	2. (1) (イ)
178	ピリジン	2. (1) (イ)
179	ピレン	2. (2) (ア)
180	フェニルヒドラジン	2. (1) (イ)
181	2-フェニルフェノール	2. (1) (イ)
182	N-フェニルマレイミド	2. (1) (イ)
183	フェニレンジアミン	2. (1) (イ)
184	p-フェネチジン	2. (1) (イ)
185	フェノール	2. (1) (イ)
186	1,3-ブタジエン	2. (1) (ア)
187	フタル酸ジアリル	2. (1) (イ)
188	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(別名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	2. (1) (ア)
189	フタル酸ジブチル(別名:フタル酸ジ-n-ブチル)	2. (1) (ア)
190	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	2. (1) (ア)
191	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2. (1) (イ)
192	ブチルヒドロキシアニソール(別名:BHA)	2. (1) (イ)
193	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	2. (1) (イ)
194	フッ化物(水溶性無機化合物に限る)	2. (1) (イ)
195	2-ブテナール	2. (1) (イ)

	物質名(和名)	該当する選定基準
196	フラン	2. (1) (イ)
197	フルオランテン	2. (3)
198	フルオレン	2. (3)
199	2-プロピン-1-オール	2. (1) (イ)
200	1-ブロモプロパン	2. (1) (ア)
201	2-ブロモプロパン	2. (1) (イ)
202	ブロモホルム(別名:トリブロモメタン)	2. (1) (イ)
203	ブロモメタン(別名:臭化メチル)	2. (1) (ア)
204	ヘキサクロロベンゼン	2. (2) (ア)
205	ヘキサメチレンジアミン	2. (1) (イ)
206	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2. (1) (イ)
207	ヘキサン(別名:n-ヘキサン)	2. (1) (ア)
208	ベリリウム及びその化合物	2. (1) (ア)
209	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2. (1) (イ)
210	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)	2. (1) (ア)
211	ベンゼン	2. (1) (ア)
212	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物	2. (1) (イ)
213	ベンゾ[a]アントラセン	2. (2) (ウ)
214	ベンゾトリクロライド(別名:ベンジリジン=トリクロリド)	2. (1) (イ)
215	ベンゾ[a]ピレン	2. (2) (ア)
216	ベンゾ[e]ピレン	2. (2) (ア)
217	ベンゾ[b]フルオランテン	2. (2) (ア)
218	ベンゾ[j]フルオランテン	2. (2) (ア)
219	ベンゾ[k]フルオランテン	2. (2) (ア)
220	ペンタクロロベンゼン	2. (3)
221	ほう素化合物	2. (1) (イ)
222	ポリ塩化ナフタレン	2. (2) (ア)
223	ポリ塩素化ビフェニル(別名:PCB、ポリ塩化ビフェニル)	2. (1) (ア)
224	ホルムアルデヒド	2. (1) (ア)
225	マンガン及びその化合物	2. (1) (ア)
226	メタクリル酸	2. (1) (ア)
227	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル	2. (1) (イ)
228	メタクリル酸メチル	2. (1) (ア)
229	N-メチルアニリン	2. (1) (イ)
230	メチルアミン	2. (1) (イ)
231	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	2. (1) (イ)
232	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	2. (1) (イ)
233	3-メチルチオプロパナール	2. (1) (イ)
234	1-メチルナフタレン	2. (1) (イ)
235	2-メチルナフタレン	2. (1) (イ)
236	4,4'-メチレンジアニリン	2. (1) (イ)

	物質名(和名)	該当する選定基準
237	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)(別名:3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)	2. (1) (イ)
238	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	2. (1) (イ)
239	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(別名:メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)	2. (1) (イ)
240	2-メトキシエタノール(別名:エチレングリコールモノメチルエーテル)	2. (1) (ア)
241	2-メルカプトイミダゾリン(別名:エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン)	2. (1) (イ)
242	モリブデン及びその化合物	2. (1) (ア)
243	モルホリン	2. (1) (イ)
244	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP)	2. (1) (イ)
245	りん酸トリス(クロロエチル)(別名:りん酸トリス(2-クロロエチル))	2. (1) (イ)
246	りん酸トリス(2, 3-ジブロモプロピル)	2. (2) (イ)
247	りん酸トリトリル	2. (1) (イ)

# 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト見直し(案)選定の概要



※7つの有害性クラス  
 ①発がん性  
 ②変異原性  
 ③生殖/発生毒性(催奇形性を含む)  
 ④吸入慢性毒性  
 ⑤作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性  
 ⑥感作性  
 ⑦経口慢性毒性(吸入毒性の情報得られたものに限る)

(注)平成20年の化管法対象物質の見直しにおいて新たに化管法第一種指定化学物質に選定された物質は、現時点では、排出量等の把握・届出が行われていないが、未然防止の観点から、大気中への排出の届出があるものとして扱う。